（昭和29年10月15日第三種郵便物認可）

小田原市報

才72号
発行所
小田原市役所
小田原市幸1の138
編集兼発行人
浦　寅松
印刷所
又進堂印刷所
定価一部三円

三月五日　市議会緊急臨時会
曾我村の分村合併について審議
合併は四月一日を目途

曾我村の分村合併を審議するため、三月五日市議会緊急臨時会が招集されました緊急臨時会は、同日午後一時十五分開会、会期を一日と定め、曾我村の分村合併に関する市会議案才十九号「村の廃止編入について」及び市会議案才二十号「合併に伴う財産並びに負債処分に関する協議について」の二議案を一括上程、鈴木市長からそれぞれ提案理由の説明が行われ、原案の通り全会一致可決されました。「村の廃止編入について」の市長の提案理由の説明は次の通りであります。

曾我村合併につきましては、さきに川東地区の五カ町村並びに片浦村を合せた六カ町村合併の当時におきましてもすでに合併の気運が醸成されていたのでありますが、附近町村との関係、分村を避けたいとの念願のもとにその実現を見るに至らなかつたのであります。その後曾我村におきましては、合併促進委員会の結成、部落会議の開催等により種々合併問題を討議研究されまして、客年十二月には全村一致合併の意見も強く台頭いたしたのでありますが、去る二月十四日、公式に上曾我、下大井、鬼柳及び曾我大沢の四部落の分村合併の申入れを受けたのであります。この間、合併に関しての調査並びに交渉につきましては市議会特に町村合併調査委員会各位の御努力により、関係町村との協議も円満に進められましたことは、各位の深き御理解によるものでありましてここに深甚なる謝意を表する次才であります。

もとより合併地域は、本市豊川、上府中及び下曾我地区に隣接いたしておりまして、日常生活においても密接不可分の関係にあり、合体することにより共存共栄の実を上げ、将来発展の基礎となり、住民の福祉を増進することを確信いたすものであります。また合併の期日につきまして四月一日を目途といたしておりますが、県議会開会の関係上早急に議決の必要がありましたのでここに提案いたした次才であります。

次いで市会議案才二十一号「専決処分の承認について」（昭和三十年度小田原市競輪事業費歳入歳出追加予算）を議題に供し、市長から専決処分の理由につき詳細な説明が行われた後承認され、午後一時三十四分閉会いたしました。

自動車事故
被害者の保護を徹底
＝自動車損害賠償保障制度＝

「自動車損害賠償保障法」が、さる二月一日から実施され、自動車事故による被害者（人身事故に限る）に対する損害賠償を保障する制度が確立されました。

責任所在の適正化と賠償能力の確保

従来、自動車事故による被害者が、賠償金を請求する場合には相手方の故意過失を証明しなければならなかつたのであります。しかし複雑な事故証明を被害者が行うことは極めて困難なことであり　また加害者の方でも多額の賠償請求に応じられる人が少かつたため、被害者はわずかの賠償金で泣き寝入りする場合が多かつたのでありますが、新制度のもとでは被害者の救済をはかるため一応自動車の所有者（使用権を有する者を含む）に賠償責任があるものとされ、自動車側が①自動車の運行について注意を怠らなかつたこと②被害者か、才三者に故意過失があつたこと③自動車に構造上の不備がなかつたこと等の三つが証明できない限りは、損害賠償の責任を自動車側が負うことになり事故責任の適正化がはかられました。

一方自動車側の賠償能力を確保するため国、三公社都道府県、五大市　駐留軍及び外交使節の所有する自動車を除いたすべての自動車（原動機付自転車は除く）は、保険会社と自動車損害賠償責任保険契約を結び、その証明書を自動車に備えつけなければ道路での運行が認められなくなりました。但し、バスについては百輌、その他の車については二百輌以上を所有している会社などで単独で賠償能力があると運輸大臣が認めた会社については、積立金による自家保険が認められております。

賠償金はいくら支払われるか

自動車側が損害賠償の責任を負つて賠償金を被害者に支払つたときには、その自動車が加入している保険会社では死者一人については三〇万円、重傷者一人については一〇万円、軽傷者一人については三万円までの実損害額でその損失をてん補することが定められております。しかし一死傷者につきそれ以上の賠償責任を自動車の所有者が負つた場合には自動車側の負担になります。

保険のついている自動車の事故による被害者は、いままで通り自動車の所有者、使用者等や運転者に賠償請求ができますが、直接に当該自動車の保険者である保険会社に対しても直接損害賠償額の支払を請求することもできます。

仮渡金制度

賠償責任の決定や賠償金額の点で両者の話合が決まらず、被害者が生活費や医療費に困ることがないよう責任のあるなしにかかわらず仮渡金の制度があり、被害者から仮渡金の請求があつた場合には、保険会社や自家保険者は次の金額の範囲内で支払う義務があります

死者	一人当り	一二万円
重傷者A	〃	二万円
〃　B	〃	一万円
軽傷者	〃	二千円

無保険車、ひき逃げ車による被害者には政府が保障

法律に違反して保険に加入していない自動車による被害者及びひき逃げ事故による被害者は、政府委託の保障業務受託保険会社に保障金の請求ができます。この場合被害者に支払われる金額は、一般の保険会社から支払われる金額と同額でありますが、被害者が加害者から賠償金の支払を受けたときは、もちろんのこと健康保険法、労働者災害補償保険法及び国家公務員共済組合法等によつて救済を与えられた場合には、それを差引いて損害のてん補が行われます。

ごみの処理手数料を改定
四月から普通世帯は四十円

最近ごみの排出量が非常に増加し、一日一万貫以上に達しております。市ではこれらのごみを収集処理するため機動力を強化し、より一層能率的な収集処理をはかることといたしましたが、何分にも多額の経費を要するため、その財源の一部としてごみの処理手数料を次のように改め、四月一日から実施することとなりました。よろしく御協力下さるようお願いいたします。

◆普通料金
○普通世帯　一カ月　一世帯　四十円
○六人以上の準世帯及び排出量の少い業態者
バイスケ（径二尺二寸）一杯六円の割合で月の排出量に応じて定める。
但し一カ月五十円以上百円以内とする。

◆特定料金
○旅館、飲食店、映画館、青果物商その他多量に排出するもの
バイスケ（径二尺二寸）一杯六円の割合で月の排出量に応じて定める。
但し一カ月百円以上一千五百円以内とする。

三月十二日　予算市会招集さる

昭和二十九年度各会計歳入歳出決算の認定及び昭和三十一年度一般会計歳入歳出予算並びに各特別会計の歳入歳出予算その他関係諸議案など四十六件を審議するため市議会三月定例会が、去る三月十二日に招集されました。

会期は二十日以内とし大略次の日程で審議を進めることになりました。

定例会日程

三月十二日
◇昭和二十九年度決算認定議案の上程付議並びに決算特別委員会付託及び同委員の選任
◇昭和三十一年度各予算案その他関係議案一括上程付議
◇施政方針及び提案理由の説明

三月十三日　議案内容の説明
三月十四日　質疑討論
三月十五日
◇質疑討論
◇上程各議案の予算特別委員会付託並びに同委員の選任

三月十六日〜二十九日（休会）
この間に決算並びに予算特別委員会の審査が行われ、また経済、厚生、建設、水道、文教、消防、議会運営の各委員会が開かれる。

三月三十日　再会予定

提出議案

提出議案は次の通りでありますが、昭和三十一年度一般会計予算は、昨年度当初より四千三百四十一万一千六百八十四円増の五億四千七十二万三百三十一円であります。

認定1　昭和二十九年度小田原市歳入歳出決算
認定2　同競輪事業費歳入歳出決算
認定3　同水道事業費歳入歳出決算
認定4　同公益質屋事業費歳入歳出決算
認定5　国民健康保険事業費歳入歳出決算
認定6　昭和二十九年度足柄下郡豊川村歳入歳出決算
認定7　同特別会計歳入歳出決算
認定8　同上府中村歳入歳出決算
認定9　同国民健康保険歳入歳出決算
認定10　同酒匂町歳入歳出決算
認定11　同国民健康保険歳入歳出決算
認定12　同国府津町歳入歳出決算
認定13　同国民健康保険歳入歳出決算
認定14　同下曾我村歳入歳出決算
認定15　同国民健康保険歳入歳出決算
認定16　同片浦村歳入歳出決算
認定17　同国民健康保険歳入歳出決算
認定18　同上府中村 同豊川村 学校組合歳入歳出決算
認定19　上府中村外二ヶ村学校組合歳入歳出決算
議案22　昭和三十一年度小田原市歳入歳出予算
議案23　昭和三十一年度小田原市競輪事業費歳入歳出予算
議案24　昭和三十一年度小田原市水道事業費歳入歳出予算
議案25　昭和三十一年度小田原市公益質屋事業費歳入歳出予算
議案26　昭和三十一年度小田原市国民健康保険事業費歳入歳出予算
議案27　昭和三十一年度小田原市厚生年金保険積立金還元融資転貸住宅事業費歳入歳出予算
議案28　一時借入金について（一般会計）
議案29　一時借入金について（競輪会計）
議案30　一時借入金について（水道会計）
議案31　一時借入金について（公益質屋会計）
議案32　一時借入金について（国民健康保険会計）
議案33　起債について（街路舗装）
議案34　起債について（失業対策）
議案35　小田原市中小企業小口融資保証について
議案36　労働金庫運用資金の預託について
議案37　特別職の職員給与条例の一部を改正する条例
議案38　小田原市職員給与条例の一部を改正する条例
議案39　特殊勤務手当支給条例
議案40　小田原市消防団員給与条例の一部を改正する条例
議案41　小田原市青少年問題協議会条例
議案42　特別会計の設置について
議案43　昭和三十一年度小田原市国民健康保険直営診療施設事業費歳入歳出予算
議案44　一時借入金について
議案45　小田原市国民健康保険直営片浦診療所条例
議案46　諮問答申について
議案47　起債について（上水道）
議案48　小田原市立酒匂幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部を改正する条例

建設だより

◇西大友高田線道路改修工事
小田原市建設計画に基く道路改修工事で、従来の屈曲した道路の幅員を拡げて直線化するもの。
今回は西大友高田線のうち千代及び高田地内延長四五五米の道路改修を行いますこの用地は地元の協力により無償で提供されたものであります。
工事概要は次の通り。
延長四五五米、幅員六米土留石垣五二〇平方米、水抜管直径三〇糎のもの延長七〇米にわたり布設
工事請負費は百七十五万円（うち県費補助は三分の一）で三月五日着工されました。

◇市営川端団地木造住宅新築工事
（場所　市内国府津三、五九六番地）
（工事概要）
才二種S型住宅新築、建坪八坪五合、五棟、延四二坪五合、木造平家建厚型スレート葺
才二種W型住宅新築、建坪八坪五合、四棟、延三四坪、木造平家建厚型スレート葺
工事請負費二百六万五千円（うち国庫補助金は三分の二）、年度内竣工予定。

◇消防署川東地区分署庁舎その他新築工事
（場所　市内国府津高台二、四九三番地）
（工事概要）
車庫及び事務所
木造平家建亜鉛鍍鉄板葺一棟、建坪五一、四一坪
便所
木造平家建亜鉛鍍鉄板葺一棟、建坪一、五坪
渡り廊下
木造平家建亜鉛鍍鉄板葺一棟、建坪〇、五坪
自転車置場、物置
木造平家建亜鉛鍍鉄板葺一棟、建坪三坪
油庫
コンクリートブロック平家建亜鉛鍍鉄板葺一棟、建坪一、六五坪
延坪五八、〇六坪
工事請負費二百三万円、年度内竣工予定。

◇消防署川東地区分署望楼新築工事
（工事概要）
鈴木式鉄筋コンクリート望楼、高さ二〇米、工事請負費百二十万円、年度内竣工予定。

◇片浦中学校石垣積新設工事
（場所　市内根府川四一番地）
（工事概要）
石垣積七六平方米、切土一、六九〇立方米、盛土一、六九〇立方米
工事費五十三万円、三月六日着工、年度内完工の予定。

小田原櫻まつり
四月一日〜八日

恒例の小田原桜まつりは、四月一日から八日まで城址公園を中心に次のスケジュールでくりひろげられます。

◎櫻歌謡まつり
四月一日（日）　城址公園野外劇場
午前十一時　午後一時三十分（二回上演）
司会と歌　大田一郎
漫才　桂三五郎　雅子
踊り　レインボーシスターズ
歌謡曲　永嶺れい子
〃　神楽坂玉枝
楽団　エスカール

◎櫻おどり
午後一時　水の公園
小田原美妓連総出演

◎春の観光小田原と夜桜を撮る会
午後五時　城址公園
◇主題　撮影会当日の参加作品と観光小田原を表徴する一切のもの（城址公園、遊園地、動物園、競輪、商工業、漁業、特産品の製造・製作　名所旧跡等組写真も可）
◇作品　カビネに限る
◇締切　四月末日
◇出品先　小田原市役所　商工観光課
◇賞　多数あり

四月二日（月）
◎桜演芸会　城址公園野外劇場
午前十一時　午後一時三十分（二回上演）
司会　木下ぼく児
奇術　川畑陽子
自転車曲乗り　鈴木チーム
漫才　マキノ洋一　初江

◎巡回演芸
司会と腹話術　木下ぼく児
奇術　谷三重子　静江
漫才　松林桂石　高原妙子
四月六日（金）　午前十一時三十分鴨宮駅前、午後一時三十分国府津天神前、午後二時十分国府津駅前、午後三時酒匂公民館、
四月七日（土）　午前十一時三十分井細田湯浅前、午後一時豊川公民館、午後二時上府中公民館、午後三時下曾我公民館
四月八日（日）　午前十一時三十分螢田住宅地、午後一時富水駅前、午後二時久野小学校校庭、午後三時片浦釈迦堂前

◎森永デー（演芸大会）
四月八日（日）
午後一時　城址公園野外劇場
森永製菓KK提供
親子三つの歌とアトラクション

◎自動車ショウとアトラクション
四月六、七、八日
午前九時〜午後四時　水の公園

◎汐干狩
四月八日　根府川海岸
四月二十三日　石橋海岸
（小貝類がたくさんとれます）

昭和三十一年度施政方針

鈴木市長予算市会で説明

昭和三十一年度小田原市当初予算は、さる三月十二日開催された市議会三月定例会に上程されましたが、鈴木市長は議会開会の冒頭において、次のように施政方針並びに予算編成方針を説明するとともに、この予算を通じて具体化される昭和三十一年度の行政並びに施策の大要を明らかにしました。

昭和三十一年度の予算案説明に先立ちまして、本年度における予算編成の方針、ならびに市政運営の大綱について私の所懐を申述べたいと存じます。

さきに隣接六ヵ町村との合併を行つて人口十一万三千西湘における名実ともに政治、産業、文化の中心都市となつた本市が、三十年度においてその才一歩を踏出し、従来より懸案となつていた幾多の問題並びに合併の際打ち樹てた五ヵ年計画の推進に努め、これにより著しき発展を遂げつつあることは、市議会各位の積極的な御努力によるものと深く感謝すると共に、全市民の御理解と御協力に対しまして心から感激いたしているものであります。

しかも本市は玆に更に一段の飛躍を遂げ、かねて小田原市との合併を熱望していた曾我村の中、上曾我、下大井、鬼柳及び曾我大沢四部落との合併実現を見るに至り今やその諸手続をほぼ完了し、来る四月一日をもつて新たなる発足をなすこととなつたのであります。即ちここに新たに四部落の人口二千二百九十二人、戸数三百五十一戸、面積四・八三平方粁を加え、遂に全市人口十一万六千百十一人、市域一〇三・五一平方粁を擁して、神奈川県下は勿論全国における中堅都市としてその地位の重きを一段と加えるに至りましたことはまことに御同慶に堪えませぬ。

市町村合併の意義は、各地域間の相互の関連を緊密にし、同時にまた、その特色をそれぞれに発揮し、もつて生産と消費の調和を図りつつ、そこに住民相互の福祉増進を期せんとするものであつて私は地方自治の確立はこの基盤の上に立つことが絶体の要件と考えるものであり、この理想のもとに各地域の住民の方々の理解と共鳴を得て今日に至つたのであります。

しかしながら極めて難関の多い現在の地方自治制度のもとにおいてはその前途は決して安易なものではなく、今後において共に不断の努力をもつて困難の打開と新しき途の開拓に当るべきものと考えるのであります。

現行の地方自治制度に対しては、吾々がその矛盾と欠陥とを指摘しその改革の必要を全国市長会、全国市議会議長会、その他各種の機関を通じて、直接、間接に強調し続けてきたことはすでに久しいのでありまして、この声は全国市町村の強き叫びとなり、広く一般の輿論を喚起するに至つたのであります。その結果、政府もこれを緊急の問題として取りあげざるを得ず、先の臨時国会においては地方財政再建促進特別措置法の成立その他応急の措置が講ぜられることとなり、更に目下開会中の通常国会においては地方自治法、地方税法その他地方行財政制度に関する諸法案が審議せられんとしつつあるのでありますが、吾々はこのことのあまりに遅きを遺憾とすると共に、更に言うならば、なお今日審議せられんとしている法案の内容たるや、決して地方の要望を充たすに足るものでないことを強く指摘せざるを得ないのであります。例えば中央と地方の税の配分において、また財政調整のための交付税の率とその算定基準の問題等、今回幾分の改革が行われんとしてはいるものの、未だそれが抜本的なものとは言い難くなお今日の地方自治体の現状に即せざるものが多いと言わざるを得ないのであります。◇

本市の現状を見る時、益々躍進の途上にあり各種の施策ならびに建設事業があらゆる地域、あらゆる分野にわたつて推進せられ、それに加えての町村の大合併は一段とその規模を拡大し、今や産業、教育、文化、建設の諸事業が日に日に整備拡充されつつありいづれも着々その実を挙げているのであります。これによつて将来の発展の基盤が樹立され、過去において、ややともすると、一般から批判され勝であつた所謂城下町の消極的気風が一掃され、そこに積極的な清新の気が、旺溢し来たつたことはひとしく首肯せらるることを信ずるのであります。

しかしながらその事がまた一方において市財政の上に大きな悩みとなつてきていることはいなみ難い事実でありまして、過去二、三年来の累積の赤字がすでに一億三千万円余に達しておりますことはまことに遺憾のことであり吾々は各種事業の進捗を急ぐのあまり、これに対して慎重なる考慮を欠くがごときことは厳に戒めなければならぬと共に、この赤字解消のため最善の努力を尽すことの必要を痛感いたすものであります。ただ私はここに、その原因が何処にあつたかについて明確にして置く責任があると考えるのでありますが、先ず根本の問題は今日まで機会あるごとに主張して参りました通り、地方制度の大きな矛盾と欠陥にその主たる原因があることを強調いたすものであります。

即ち本市の一般会計についてこれを見るならば、今回の当初予算においてもすでに五億四千万円、三十年度の最終予算の総額は、恐らく七億四千万円を超えるであろうと思料するのでありますが、現行の地方交付税法の定めるところによれば本市の基準財政需要額は一億八千万円と算定せられており、言い換えれば、政府の見方ならびにその算定基準のあらゆる面においての基礎が、この一億八千万円に置かれていると言うことであります。また基準財政収入額は税収入額の十分の七をもつて算定の基準とされているのでこれまた政府の基準に従えば、その額約二億円強が基準財政収入額と見なされることとなるのであります。従つて一億八千万円の基準財政需要額を幾分上廻るということのために旧小田原市が交付税の不交付団体として、認定されるという結果になつているのでありまして、これらは全く実状に即せざる大きな矛盾と言わざるを得ないのであります。即ち、現在の七億を超える予算総額においてすら、向上の意欲に燃える市民各位の要望を充分満たし得ぬ現状であるにも拘らず、僅かに一億八千万円の基準財政需要額に、ある程度の国庫補助金、起債その他税外収入、即ち本市においては競輪事業の収入等を加えたとしても、その総額は推して知るべきであつて、この範囲ですべてを賄うことが財政の適正規模であると断定されているその事自体に非常な無理があると考えているのでありまして、これをもつてしては、市民各位の要望に応えることは勿論、市の将来の発展を期しての積極的施策ならびに事業等の遂行は明かに不可能であると言つても過言ではありませぬ。

しかしながら、吾々は如何様な理由があるといたしましても、現行の制度が行われている限り、この基準の制約を受けることはいなみ難い事実であつて、これが財政運営の面に大きな悩みとなつているのでありますが、かくの如き事情のもとにおいては、吾々が努めて消費的経費を節約し、これを有効に運用するとしてもなおそこに赤字の生ずるのを防止することは極めて困難なことと言うべき状態に置かれてきたのであります。

今本市の赤字内容を検討してみるに、これは全く消費的な面によつて生じたものではないのであります。試みに、県地方課の発表による最近年度である昭和二十八年度の資料により、県下同程度の都市を比較してみるならば、一般会計歳出決算額に対する各経費の比較割合は次の通りでありますが即ち、人件費においては鎌倉三五、藤沢三五、小田原二七、消費的経費においては鎌倉六三、藤沢七一、小田原六一であるのに対し、投資的経費は鎌倉一四、藤沢一八、小田原三三という割合になつているのであります。これによつてみても、本市が消費的経費において他都市に下廻り、投資的経費においてははるかに上廻つていることは明瞭であります。

更にこれを具体的に言うならば、赤字の直接原因と見らるべきものは国県等の補助事業に伴う市の支出金、教育施設の拡充、公営住宅建設に関する諸経費、あるいは将来の各種施設に備えての土地購入費等に加えて、合併による旧町村分の引継国体開催による施設費の負担分等であつて市の単独事業によるものは極めて僅少で、従つてこれらはいずれも市の大きな資産となり、あるいは将来の備えとして最も緊要なものであると言い得るのであります。しかも市の今日の隆昌に直接間接に寄与しているものが極めて多く、これによつて本市の税源が着々培養せられつつあることは見逃せない事実であります。

従来、本市はその財政の基礎となる税源において、またその年々の税の伸張率においても、他の同程度の都市と比較し、常に劣つておりましたことは、自治庁の調査等においても明かにせられていたことでありますが、前述のごとき幾多建設事業の推進の結果は過去の難点を漸く脱却し来り、従来極めて鈍かつた税の伸張の度合も、近年次才に上昇の傾向を見せてきたのでありまして、例えば、三十一年度当初において一応三億百万円を見込むことができ三十年度当初予算二億八千三百万円に対し、千七百七十万円の伸張を示すに至つたことによつても知られるところで、更に今日は直ちに収入とはなつておらぬものの、工場招致によつて目下減免期間中にある所謂潜在的な税源をこれに併せて見るならば、相当の伸張率を示すものと言うことができるでありましょう。

これらの点を勘案して参るならば、現在長期起債の年々の償還額ならびにこれに要する金利等が相当の額に及んでいるとは言え、これらは税の伸張率と相償うことも可能となりつつあると思われます。従つて、この事を充分考慮において、この際徒らに萎縮することなく今後更に計画的に適切な建設事業を遂行していくならば、この傾向は益々増大し得ると信ずるのでありまして、現に三十年度は今日の見込をもつてすれば相当の事業を行いながらも且つ赤字の累積を僅少に止め得ていると考えられるのであります。その決算見込については未だ明確には申上げられませんが少くとも単年度赤字は前年度或は前々年度のそれに比すれば極く少額に止め得ていることだけは申上げることができ得ると思うのでありまして、この事は市議会各位の非常な御理解と御協力によるものと深く感謝しておるところであります。このようにしていくならば万一今後競輪の事業収入等に大きな変動が来た場合においてもまた過去の赤字を解消しつつ更に自主的財政の確立を図ることも可能であると信ずるものであります。

しかして過去における赤字解消の問題に対しては幸いにして政府も三十年度以降真剣に財政再建のための各種の施策を講ぜんとしつつある折柄、この機会に地方財政再建促進特別措置法による再建団体の指定を受けて、再建の促進を図るか否かは極めて重要な問題で、これに対しては徒らに面目等に促われることなく、あくまでも真摯な態度をもつて、慎重に検討を加える要ありと考えられますので、同法の指定の期限である五月末日までの期間に、市議会各位と共に充分研究を遂げ、その態度を決定したいと存ずるのであります。

以上の情勢と考え方のもとに三十一年度の予算編成方針の大綱を申述べます。

予算編成方針

先ず歳入について申上げますと前述の通り政府においては地方団体の自主財源の充実を図るため今通常国会に地方税法の改正その他の法案を提出しておりますが未だ何れもその成立を見ておりませんので税収入は一応昨年中に一部改正された現行税法の範囲において算定したのであります。即ちそれによれば市民税については各種基礎控除額の引上げにより減収が見込まれますが、一方課税率が若干引上げられておりますので、これらの増減を勘案して算定した結果前年度予算に比し約五百万円の増額となつており、固定資産税については建物等の増加趨勢に鑑みこれまた約九百万円の増額を見、その他の市税についても夫々その実績と傾向を検討の上相当額の増額を計上し市税総額を約三億百万円と予見しその調定額の満度を見込んだのであります。又地方交付税は前年度収入済額と国家予算案を勘案し約千五百万円を計上したのであります。

次に競輪事業については御承知の通り各種の消極的材料がありますが反面これ等に対する代替措置も講ぜられ、或いは対策を考究中であり、又最近における全般的売上上昇の傾向も考慮に入れ年間の売上げを六億四千万円と見、その収益より一般会計へ六千五百万円を繰入れることといたしたのであります。更に国庫、県支出金、起債その他の歳入は現在一応確実に見込み得るものを見込み歳入総額を五億四千七十二万円余と致した次才であります。◇

これに対し各部課の歳出予算要求総額は八億二千四百万円に達したのでありますがこれを充たすことは到底不可能でありますので新規経費の増嵩を出来得る限り抑制すると共に既定経費についても全面的な再検討を加え漫然と既定支出を踏襲することなくその実績、効果を充分考究し、諸経費の膨縮に努め歳入とにらみ合せ収支の均衡を図つたのであります。

今回の歳出予算編成に当りまず才一に考慮しなければならなかつたことは、地方財政再建促進特別措置法の公布施行を見ていることであります。同法による再建団体の指定を受けるか否かについては前述した通り今後充分検討してなるべく早急にその方針を決定致したいと思いますが、その指定を受けると否とに拘らず同法は赤字団体である限りすべての団体に適用する種々の制約を規定しており就中寄附金、補助金等の支出抑制措置についてはこれらの予算要求額が本年度四千五十万円の多額に達した本市の場合は最も苦心を致したところであります。もとより全国殆んどの都市が赤字に悩んでおる現状においてこの事は独り本市のみの問題ではなく、現に県下の市の内には、当初予算において寄附金、補助金等の計上を全く見送つたものもありますが本市はかかる措置が余りにも自治体の自主性を無視するものであるとも考え一応各ブロック会議の負担金等を極力圧縮する外各事業費の補助、助成等につき平均して前年度の約半額程度を計上し、一方実質的には市の直接支出とすべきものを補助、助成の形式で支出しておつたものについては出来得る限りこれを直接支出に改めたのであります。

予算に計上した以上は、極力自治庁に対しその支出の承認を得るよう努力するつもりでありますが万一承認を得られなかつた場合には予算更正をなさざるを得ない事態も生ずるわけでありますのでこの点は予め御諒承を願つておきたいと存じます。

又国若しくは県の補助起債の認可を必要とする事業については毎年の例にならい当初においてはほぼ確実と思われるものを除きその殆んどを今後の努力に譲り一応計上を差控えた次才でありますのでこの点についても各位の御了承をお願い致すものであります。

以上の原則的な考え方に基いて人件費は出来得る限りこれを節約したのでありますが、これには更に将来地方公務員法の改正に伴つて行政の整理、事務能率の合理化、機構の改革等も起つて来ることも考えられますので、これに対しては慎重に検討を加えたいと存じます。又物件費は旅費、需用費、管理費共各面に亘り極力節約を図ることとしその他の支出についても三十年度当初予算及び実績を考慮して能う限り消費的経費を削減しこれを投資的経費に振向けるよう努めた次才であります。

本年度の行政並びに施策の大要

以上の方針に従つて本年度の行政並びに施策の大要を申述べます。

教育

先ず文教の面においては、教育委員会の断えざる努力に多大の敬意を表するものでありますが、更に社会教育その他各種委員会の活動に対しても感謝する次才であります。幸いにしてこれら関係者の協力により、学校教育、社会教育、社会体育の一体不可分なる態勢が整えられ、特に前年度において新設された報徳記念館、陸上競技場、庭球場の活用も軌道にのり、合併五カ年建設計画の才一年次の学校建築は概ね実現いたしました。また合併新市域の実状に即した教育行政は次才に成果を収めつつありと考えますが、本年度においては一層の努力を傾け、本市教育水準の向上を図る方針であります。

建設計画に基く才二年次の学校建築は数校に及んでおりますが、政府の補助起債を要するものについては、極力その獲得に努め、これが決定をまつて予算措置を講じたいと考えます。しかし、町田、芦子及び下府中各小学校の校地問題に関しては、それぞれの実状に応じて予算措置を講じ、今後逐次解決を計る所存であります。

なお児童の保健衛生上重要なる給食調理場は、昨年度国府津、酒匂両小学校に新築いたしましたが、本年度はこれに続いて、千代、片浦及び大窪各小学校の新改築を実施することといたしこれら各地区の方々の理解と協力を得て、懸案の解決に当りたいと存じます。

学校教育に関しましては教育内容の向上、施設の整備、特殊教育放送教育の振興、給食内容の充実教育諸団体の育成等幾多の問題がありますが、こ

れらにつきましては、教職員各位の真摯なる研鑽とPTAならびに地区民の方々の熱意ある協力によつて、より一層の進展を期したいと存ずる次才であります。

西湘地区民の要望である県立高等学校の新設については、幸い酒匂地区にその候補地を得、地区民各位の協力によつてこれを決定する運びとなり、更に関係町村との連繋により建設期成会の結成も見ましたので、県当局に運動し、是非共その目的貫徹に邁進し、もつて若き学徒の向学心を充し得るよう努めたいと存じます。

次に社会教育の面においては、婦人会、青年団、こども会等の自主性を尊重しつつ、その活動の成果を期待して、指導育成につとめ、各地区の特殊性とその本質をいよいよ発揮せしめたいと考えます。なお新設陸上競技場、庭球場は既設野球場と共に、体育諸団体の協力と相俟つて、これを広く利用せしめ、市民体育の振興と健康の増進に役立たしめたい所存であります。

教育事業所について申述べれば、図書館、公民館ならびに各文化施設の内容充実に意を注ぐと共にそれぞれの使命達成に努め、市民の教養向上に一段と力を致したいと存じます。また各方面から多大の関心を寄せられている健康学園の運営に関しても特に意を用いて行きたいと考えます。

なお、育英事業につきましては、昨年度小田原信用金庫の厚意を得て、高校生に対する奨学金制度を新設いたしましたが、本年度も引続き新人生中の該当者に対して、その範囲を拡め青少年育成の実を挙げる心算であります。

建設事業

建設事業につきましては、周辺町村の合併に伴う総合建設計画による大小田原市としての都市形態の整備を図るべく最大の考慮をいたすものでありますが、国並びに県の補助獲得に対しては常に努力を傾注し、逐次その遂行に当らんとするものであります。先ず本市の継続事業として最も大きなものである小田原漁港修築事業と早川沿岸土地区画整理事業について申上げるならば、既に御承知の通り、外港防波堤はほとんど完成致しましたので、外港の浚渫を実施し防波堤を利用して、取敢えず漁船発着の便に供したいと存じます。更に内港に着手する為には用地の取得が必要であり、このためには益々区画整理事業を進捗致さなければならない段階となつたわけでありますので、県との間に用地取得の契約を締結し漁港修築事業の一段の推進を図る所存であります。

次に懸案の国道一号線改良事業については、かねてより建設省並びに県に対し強力にこれが推進を図つた結果、国及び県の熱意と箱根登山鉄道株式会社の理解により最近に於て漸く市内電車の軌道撤去問題が解決を見、近く大改良工事が着手せられることとなつたことは本路線の有する重要性に鑑み、本市発展に寄与すること少からざることを確信するものであります特に国道の地下に布設されてあります用水路の改良も併せて施工されることとなりましたことは、国及び県の配慮によるものと深く感謝する次才であります。

尚本市の市内電車は明治年代以来の古き歴史と伝統を持ち市民の足として永年親しまれたものでありますだけに、今これと別れることとなりましたことは惜別の情を禁じ得ないものがありますが、これに代る交通機関につきましては市民の利便を充分考慮して会社並びに関係方面に対し、それぞれ要望致しておる次才であります。

更に本市が当地方の中心都市として発展するためには道路網の整備が先決要件であり、その中でも県道の整備が重要たる施策の一つとなつていることは申すまでもないところでありますので、継続事業の促進を図りまた局部改良として鴨宮駅西方ガードの改築工事実施に対しては、これを一段と推進したいと存じます。

次に酒匂川改修工事でありますが、これまた早急に進捗するよう力をいたすと共に、地元住民の多年要望する井細田地内山王川の河川氾濫防止策については、かねてより県当局と接衝中のところ大橋の改良に対しては工法上道路との関係により至難の点もありますので暫くこれを措き、先ず大規模な河川改良に着手することの決定を見るに至り、其の結果如何に依つては更に検討の上これが解決を計ることとなりました。また、合併により立案された各般の計画を実現するためには、合併各地域の測量を必要といたしますので、すでに三十年度において相当量を実施して参りましたが更に引続き本年度も之を実施し都市計画による区画整理の促進を図る所存であり、一方旧市内については、継続都市計画事業として実施しておる事業の速かなる完成を期すると共に、更に国の補助確定をまつて新たな必要個所の施行に努力致したいと存じます。

失業対策事業については開始以来才八年目を迎えましたが、本市就労者の勤労意欲は他市に比して極めて旺盛でありその事業効果についても優秀なる成績を挙げておりますがただ本市の失対事業において特異の現象は就労者の数が順次減少してきたことであつてこれは他に余り多くの例を見ないことであろうと思われますその原因は就労者の勤労意欲ならびに技術が向上したため、次才に他の一定の職場へ転ずる者が多くなつていく結果と見られるのであつて、このことは、失対事業の目的が達せられたものとして、喜ぶべき現象であります。これらの現象にもとづき本年度は一応その就労人員を　日平均百六十名とし、才一に街路事業として市内の街路の整備と鋪装を行い、才二に土地整備事業を実施して、公共用地、公用地等の整備充実を図る所存であります。更に才三に資材採取製造事業を計画し、砂利、砂等の採取を致すこととし、なお環境衛生事業として市内下水路、公共広場等の清掃に当りたいと考える次才であります。

次に道路橋梁新設改良事業でありますが、各地域に渉つてその重要度を勘案し経済効果を挙げるよう改良工事を計画しその他維持修繕ならびに、用悪水路、堤防維持改良等についても考慮いたしたいと存じます。

水道事業

水道事業に関しては上水道将来の需給計画の万全を期すべく昭和二十五年度より拡張事業五ヵ年計画をもつて才二水源並びに久野配水池の新設、これに伴う送配水本管の布設等大規模な拡張工事を施行して参りましたが、これら水道の既定拡張計画工事は大体終ることができましたので、今後の方針といたしましては、給水戸数の増加と併せて、市民サービスの改善をはかつて参りたいと存じます。

又合併に伴う国府津酒匂両地域に於ける水道敷設の問題は、同地区住民に最も強く要望されているところでありますので、目下施行中の酒匂橋添架工事に引続き配水管敷設工事を施行し是非共、同方面に早期給水開始の運びとなるよう最善をつくす所存であります。しかしながら、このためには多額の経費を必要とし現下の財政状態並びに起債の現状からしては容易ならざるものがありますが、この困難を克服して本事業遂行に努力いたしたいと存じます

厚生

次に民生安定に対する諸施策について申上げます。

先ず厚生関係については、現下の複雑なる社会情勢下において、その施策の重要性を痛感いたすものでありまして、困窮家庭に対しその最低生活確保のため、生活保護法の運用には充分なる考慮をいたしたいと考えますが、これには民生委員各位の協力により、その世帯の実情に即し、失業救済事業への就労、職業の斡旋あるいは、厚生資金貸付金の活用等自主更生の方途を講じたいと存じます。この問題に対しては、私は常に生活保護法、失業対策事業更に国民健康保険等、所謂社会保障制度の諸施策が緊密な運繋をもつて進められて行くことが、何より肝要であると考えているのであります。

青少年問題につきましては戦後における傾向の悪化に鑑み、本市は昭和二十四年青少年福祉協議会を設立し、青少年の福祉増進とその育成指導に努めてまいりましたが、国におきましても施策徹底の一元化を図るべく、青少年問題協議会設置法の制定を見ましたので、此の際本市青少年福祉協議会を法律に基く制度に切り替え、国及び県を通ずる強固なる体制と、適切なる施策の実現とにより対処してまいりたいと存じます。

児童福祉につきましては保育所その他の福祉施設の設置等関係者の御協力により著しき普及発達を見ましたが、これには一般特志家の積極的なる努力によるものが極めて多いのであります。しかしながらなお未設置の地区に対する問題は今後充分検討をいたしたいと存じております。

母子世帯未亡人の福祉に関しましては、昨年未亡人会の結成を見ましたので、全世帯を対象として実態調査を実施し、これによつて実態を把握し、母子福祉資金の活用等により、その生活安定に努めたいと存じます。

住宅対策に関しては、かねてより本市の特に重点を注いで来たところでありますので、国家財政の裏付けをまつて更にこれを建設いたす考えであります。

公益質屋事業につきましては、現下の経済事情に鑑みその運用に力をつくし庶民金融としての本事業に充分なる効果を挙げるようにいたしたく又授産、授職に関しましては、授産場における要生活保護者の更生に資するとともに、これをセンターとして一般家庭への内職の斡旋とその発注開拓に努めたいと考えます。

更に勤労者の問題については、各種団体とも連繋をとり、従来に引続き、労働金庫への資金預託を通じ、その福祉に資したいと存じます。

戦争犠牲者に対しましては衷心より感謝の誠を捧げるものでありますが、国の施策に即応し、戦没者及び遺族の慰籍、援護、戦傷病者の更生援助に力をいたし、その措置の全きを期しておりますが、更に慰霊の問題については従来の合同慰霊祭に止まらず、懸案となつている慰霊施設の造営については調査も進捗いたしたので適当な地を定めてその実現を促進したいと思います。

国民健康保険事業

国民健康保険事業につきましては、実施以来本年四月一日をもつて満五年を迎えますが、此の間全国稀に見る好成績を収め、しかも先年来町村合併により被保険者の数は飛躍的に増加を見たにもかかわらずこれらの地域においてもまた好成績を示して来たのであります。この際私の特に申上げたいことは、国保実施により市民の保健思想は極めて向上し、早期診療から早期治療の傾向となり、ために死亡率は低下し、ことに乳児の死亡率はその実施前と実施後とを比較して見るに年々著しき低下を示し殊に出生千人に対する比率は二十九年度において全国平均四四・七、神奈川県の平均三四五であるのに対し、本市は二〇・七という低率を示し更に三十年度における本市の乳児死亡率は一六・〇前後という驚くべき低率を示すに至つたのでありまして、これは国際的に見ましても、世界最優秀国であるニュージーランドの二十九年度における平均率二〇・〇よりも更に下廻るという素晴しき低率を示すに至つたのであります。このことは療養担当者の方々の努力と一般市民各位の保健思想の向上によるものであることは勿論でありますが、特に母性の方々の乳児保護の愛情の現れとして心から敬意を表せざるを得ぬ次才であります。ここに満五年を迎えるに当りいよいよ給付内容の向上と保険業務の活発化を図り、一段と市民福祉に寄与いたしたいと存じます。

また市民総合病院の建設につきましては、各方面から強い要望もあり、かねて調査研究を続けて参りましたが、一応の結論にも達しましたので、これを機会に新たなる構想のもとにその実現に邁進する所存であります。国保の直診施設として片浦地区に建設中の直営診療所に対しては、その完成の上は充分住民の期待に沿うよう運営に努めたくこれによつて従来診療において極めて不便であつたこの地域の悩みを解消し得ることとなるでありましよう。

保健衛生

保健衛生に就きましては伝染病の発生は県下諸都市に比較して低位にあるとはいえ、依然増加の傾向を示し就中赤痢の発生がここ数年漸増の状況にありますことはまことに遺憾とするところであります。従つて、近代的医療施設としての隔離病舎につきましては目下建設を進めておりますが、これが予防衛生の実行を期し予防接種の励行、公衆環境衛生等防疫対策に努力をいたし、伝染病発生を防遏いたしたいと存じます。

また結核対策につきましては、昨年結核予防法の一部改正により今後は健康診断及び予防接種等の強度化に伴い、レントゲン装置の整備充実を図り結核撲滅に一歩を進める考えでありますなお乳幼児の保健の問題に関してでありますが、前述のごとく本市の乳児死亡率が低下しているのに鑑み、更に幼児に対する施策を強化するため、対象幼児の全部検診を目標とし、関係機関とも充分なる連絡のもとに乳幼児の保健向上に努めこれに関連性を有する家族計画、受胎調節につきましては、先にモデル地区として成果を挙げた上府中地区にならい、順次他地区への普及を図り、家庭経済の安定母子体位の保全を期したいと存じます。

次に清掃事業につきましては市街地の発展と地域拡張による廃芥排出量の増加に伴い、逐次機動力を増し、本事業の運営に当ることといたしたく、なお廃芥の終末処理につきましては、早急に焼却能力増加の必要がありますので、これについても考究中でありますが、これら施設の敷地獲得には常に困難を伴いますので慎重に検討いたしたいと存じます。

環境衛生につきましては、鼠族昆虫駆除のため市民の自主的衛生を基調とし、昭和三十年度より三ヵ年計画により市内全地域に衛生地区を設定し、その設置勧奨とともに技術指導に当つておりますが、才二年次にも入りますので、市民各位の御理解と御協力により一層これが推進を図りたく、なお家屋密集地帯の下水溝不完全地域につきましては、地域住民の御協力のもとに逐次下水溝の整備改善を図り、公衆環境衛生の向上に努める方針であります。

屎尿処理の問題については今日までも種々対策を講じて参りましたが、この問題に関しては更に根本的に検討を加える必要もあると考えております。

商工

当市職業別人口において最も多くの比率を占めておる商工業におきましては、現下の複雑なる経済情勢のもとにあつて業界の各位がよくその判断を誤らず常に創意をこらして積極的に事業を進め、西湘における経済圏確立に努力されております事に対し深く敬意を表する次才であります。併しながら深くその内容に立入つて見るとき、そこには未だ幾多の困難な事情がありますので、それらに対応する根本的な施策を究め業者自体の熱意と自覚とを期待しつつ業界の繁栄に充分意を用いたいと考えるものであります。

近時本市の工場誘致の熱意に呼応して当地方のすぐれた立地条件を求め相次いで大工場が建設されておりますことは御承知の通りでありまして、現在においても日本興業株式会社の工場敷地が決定を見ておりそのほか更に一、二の会社が敷地の検分を了している実情は本市の工業都市としての前途を益々明るくするものでありますが、町村合併により愈々工場適地を増大致しましたので、今後も積極的にその誘致に努めると共に既存工場の隆昌と発展のためにも充分意を注ぎ、将来の財源の確保、就職難の緩和並びに附近土地の発展等に資したいと存じます。そのためには出来得る限り工場地帯の環境整備に努め特に道路網の完備を期せんとするものでありまして、現に工場地域として急激に発展を見つつある下府中地区においては前述の通り多年の懸案となつている鴨宮駅西方ガードの改修につき関係方面と折衝しておることや富水地区を初め各方面の県道の改修を促進しておること等はその具体的施策と言うことが出来ると信ずるものであります。

次に中小工業に対しましてはここ数年来本市物産の販路の拡張に努め業界の努力と相俟つて多大の実績を挙げたのでありますが、本年も引続き関係機関、団体と相諮り展示会見本市等を開催し或は出品奨励を図つて益々この傾向を伸張することとし特に本市の特色とする箱根物産については県商工部、県工芸指導所と相協力し、各種講習会の開催等による技術の向上、協同施設の奨励による作業の能率化を図り、又品質の優秀をもつて全国に益々その声価を高めつつある蒲鉾及びその産額において全国の七〇パーセント以上を占めておる竹製長さ計その他の郷土産業については一層その生産を助長し、販路の拡大を図りもつて斯業の発展を期する次才であります

工業の発展と深い関連を有する商業につきましては、近来業者各位の熱意により著しく活気を加え、都心部商店街の美化も見違えるばかりの進展を見つつありますことは御同慶の至りでありますが、今後合併地域における商店街の発展にも常に留意しつつこの趨勢を益々助長せんとするものであり、更に商業の宣伝活動の奨励に力を致し、その一助としてここ数年間刊行を見なかつた商工名鑑を作成して広く全国に本市の商工業を紹介し、同時に本市が行う各種の観光事業と合せて商業の振興を図らんとするものであります。これらの施策の遂行には商工会議所商店街連盟、中小工業会その他関係組合、団体等と常に緊密なる連繋を保ち遺憾のないよう致す所存であります。

次に金融対策でありますが前年同様政府資金の融資金融機関の協力を要請し、また開始以来好評を得ております信用保証及び小口融資の斡旋についても更にこれを推進し、金融の円滑化に努めたいと存じます。

商工業の発達に関係の深い懸案の電話自動化の問題については、ここ数年来関係者相協力して積極的な運動の結果、本年度において局舎新築に着手し、引続き自動式諸施設と回線の増加工事を施行し、二年後には待望の大規模なる局舎が完成され、市内は勿論箱根方面をも含めた広地域に亘つて市内通話と同様な通話可能という明るい見透しを持つに至りましたことは関係各位と共に喜びに堪えない所でありますが、これをもつて止まらず建設計画の遅延を来さぬよう関係当局と密接な連繋を続けその万全を期すつもりであります。

【以下四頁へ続く】

観光

合併により広大な面積を擁することになった本市は、観光資源の開発と観光施設の整備拡充に関する要望のつよい折柄、来る４月１日から施行される「温泉法」によって、温泉の掘さくが許可制となり、温泉の湧出量が著しく減少するおそれのある地域では、掘さくが禁止されることになりました。

市内には、近い将来開かれる箱根国立公園の玄関口に当る湯本温泉郷をはじめ、古くから名湯として知られる塔ノ沢温泉郷、また、最近開発された鍛冶屋温泉郷、風祭温泉郷、入生田温泉郷、根府川温泉郷、江之浦温泉郷、吉浜温泉郷、真鶴温泉郷、岩村温泉郷、湯河原温泉郷等の温泉郷があり、これらの温泉郷は、いずれも箱根国立公園の区域内にあって、温泉の湧出量も豊富であり、泉質も良好であります。

また、温泉郷以外にも、小田原市内の温泉として、小田原駅前の温泉ホテル、湯本の観光温泉ホテル、湯本の観光温泉ホテル、湯本の観光